



経理の窓 1月号

平成24年1月1日号

あけましておめでとうございます。

今月は、源泉所得税の納付や提出書類の多い月です。早めのご準備をお願いいたします。

今月の税務	法人、個人に共通して
	1月20日 : H23年7月～12月までの源泉所得税の納付期限 (納期限の特例の届出者の場合)
	1月31日 : 法定調書などの届出期限(税務署、市町村) 償却資産の申告期限(市町村)
	法人 : 11月決算法人の確定申告と納税

平成24年度税制改正の大綱が公開されました。

平成23年12月10日に、平成24年度税制改正大綱が閣議決定され、12月24日に一部改正されました。大綱は、財務省のホームページから入手することができます。

大綱のなかから中小企業に関係のありそうな改正を掲載いたします。

〈中小企業税制の延長・拡充等〉

- ①中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、適用期限を2年延長します。
(所得税についても同様とします。)
- ②交際費等の損金不算入制度について、適用期限を2年延長するとともに、中小法人に係る損金算入の特例の適用期限を2年延長します。
- ③中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長します。
(所得税についても同様とします。)

〈源泉徴収関係書類の保管・提出〉

- ・給与所得者の扶養控除等申告書等の提出を受けた給与等の支払者等は、当該申告書等をその提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年間保管することとします。税務署長が当該申告書等の提出を求めたときは、当該給与等の支払い者等は当該申告書等を税務署長に提出することとします。

平成25年1月1日以後に提出すべき申告書等について適用されます。

○給与等の支払者等が保管する申告書

- ①給与所得者の扶養控除等申告書 ②従たる給与についての扶養控除等申告書
- ③給与所得者の配偶者特別控除申告書 ④給与所得者の保険料控除申告書
- ⑤退職所得の受給に関する申告書 ⑥給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

〈源泉徴収に係る所得税の納期に関する特例〉

- イ 源泉徴収に係る所得税の納期の特例について、7月から12月までの間に支払った給与等及び退職手当等につき徴収した所得税の納期限を翌年1月20日（現行：翌年1月10日）とします。
 - ロ 給与・退職手当等について源泉徴収した所得税の納期限の特例を廃止します。
- 上記の改正は、平成24年7月1日以後に支払うべき給与等及び退職手当等について適用します。
この改正により納期の特例の納期限は、7月10日と1月20日になります。

消費税・地方消費税については、大綱の9ページに、考え方や方針が掲載されていますが、具体化に向けた議論は、これからとなります。

確定申告に必要な書類

個人事業主の方は、決算の準備として、仕入や売上について、計上漏れがないか確認します。また、翌年分の仕入や売上が含まれていないかも確認します。

12月31日の商品や材料、仕掛品の棚卸をします。

家事消費（使用）分についても計算します。

必要書類の準備（一般的なもの）

- ① 給与所得や年金所得があれば、源泉徴収票（支払調書）
- ② 家賃収入等がある場合、支払調書（必要に応じて）
賃貸物件の経費のわかるもの（固定資産税、修繕費、取得費、管理費など）
- ③ 医療費控除を受ける場合、領収書や交通機関を利用した場合の交通費の明細
- ④ 住宅取得控除を受ける場合、借入金等の残高証明書
初めて控除を受ける場合は、土地や住宅の登記簿謄本、契約書等も用意します。
- ⑤ 個人事業者の場合、決算書（青色申告の場合）や収支内訳書（白色申告の場合）
- ⑥ 年末調整を行っていない場合、生命保険や地震保険の控除証明書
- ⑦ 国民年金や国民健康保険料の年間支払額を調べておきます。
国民年金については、控除証明書（年末調整を行っていない場合）
- ⑧ 預金や家財の盗難等にあわれた場合、警察署の盗難証明
その他、所得の種類や控除の種類に応じた書類を準備します。

